

2019年1月24日

各 位

会 社 名 株式会社フロンティアインターナショナル
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 河 村 康 宏
(コード番号：7050 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 清 水 紀 年
(TEL. 03-5778-3500)

自己株式の処分及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年1月24日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う自己株式の処分及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 171,600 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2019年2月12日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 募 集 方 法 処分価格による一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
ただし、処分価格と同時に決定する引受価額 (引受人が当社に払込む金額) が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。
- (4) 処 分 価 格 未定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年2月20日に決定する。)
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は2019年2月20日に決定される。
- (6) 申 込 期 間 2019年2月21日 (木曜日) から
2019年2月26日 (火曜日) まで
- (7) 払 込 期 日 2019年2月27日 (水曜日)
- (8) 受 渡 期 日 2019年2月28日 (木曜日)
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額その他本公募による自己株式の処分に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 598,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都目黒区
河村 康宏 298,000 株
東京都渋谷区
渡邊 伸一郎 150,000 株
東京都渋谷区
古井 貴 150,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、マネックス証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における処分価格と同一とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 115,400 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2019年2月20日に決定する。
- (2) 売 出 人 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMBC日興証券株式会社が、上記1.の公募による自己株式の処分及び上記2.の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である河村康宏（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における処分価格と同一とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式	171,600株
売出株式数	当社普通株式	①引受人の買取引受による 売出し 598,000株
		②オーバーアロットメント 上限 115,400株 による売出し(※)

(2) 需要の申告期間 2019年2月13日(水曜日)から
2019年2月19日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 2019年2月20日(水曜日)(処分価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2019年2月21日(木曜日)から
2019年2月26日(火曜日)まで

(5) 払込期日 2019年2月27日(水曜日)

(6) 受渡期日 2019年2月28日(木曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、115,400株を上限として、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシュエーション」といいます。)、を、2019年3月28日を行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2019年3月28日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2019年2月20日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 196,000株
公募による自己株式処分株式数 171,600株
公募による自己株式処分後の自己株式数 24,400株

(注) 今回の公募による自己株式の処分にあたり、発行済株式総数は変動しません。

3. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分の手取概算額352,526千円については、①事業拡大に伴う人件費及び採用費、②本社オフィス増床に伴う費用に充当する予定であります。

① 当社の事業拡大に伴う新規採用及び中途採用に伴う人件費及び採用費用として、282,526千円(2020年4月期：141,263千円、2021年4月期：141,263千円)を充当する予定であります。

② 2020年4月期中に本社オフィス増床を予定しているため、家賃として70,000千円(2020年4月期20,000千円、2021年4月期50,000千円)を充当する予定です。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,290円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、今後の事業展開及びキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案し、業績への連動性を重視したうえで、期末配当として年1回利益配分を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、中長期的な視点に立ち、財務体質の強化並びに新たな事業展開への投資などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3期間の配当状況

回次	第26期	第27期	第28期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
1株当たり当期純利益金額(円)	14,557.31	109.17	153.36
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	750 (-)	1,140 (-)	1,300 (-)
実績配当性向(%)	5.2	5.2	4.2
自己資本当期純利益率(%)	16.9	21.3	23.4
純資産配当率(%)	0.9	1.1	1.0

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第26期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
4. 2018年12月18日開催の取締役会決議により、2018年12月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 当社は、2018年12月18日開催の取締役会決議により、2018年12月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第26期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第26期	第27期	第28期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
1株当たり 当期純利益金額(円)	72.79	109.17	153.36
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	3.75 (-)	5.70 (-)	6.50 (-)

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である河村康宏、売出人である渡邊伸一郎及び古井貴、当社株主である三晃繊維工業株式会社、宗像恒和、江口貴宣、松本正樹、野口光幸、乗松正、田中輝之、西島和範、美澤臣一、外塚健博、檜山聖志、神田聡、小久保祐樹、藤井真継及び高田幸枝は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2019年8月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注） 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。